

# 令和5年度地域密着型サービス事業者公募要領

令和5年4月

銚子市

問合せ・応募書類提出先

〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1番地の1

銚子市役所 高齢者福祉課 資格給付班

電話 0479-24-8755

ファックス 0479-25-0277

電子メール kourei@city.choshi.lg.jp

1	公募の趣旨	1
2	公募する地域密着型サービス	1
3	応募資格	1
4	応募条件	2
5	公募スケジュール	2
6	応募手続	3
7	選定方法	5
8	評価項目	5
9	選定後の手続	5

#### 日常生活圏域図

別紙1 質問様式

別紙2 評価項目

別紙3 補助制度について

## 1 公募の趣旨

銚子市では高齢者が要介護状態等となっても住み慣れた地域で可能な限り生活を継続できるように、「高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（2021～2023年度）」に基づき、3年間の地域密着型サービスの整備目標、整備量を定めています。

本公募は、この整備目標及び整備量に基づいた整備を進め、サービスの質と事業者の適正な運営を確保するため、よりよいサービス提供が期待できる事業者を公平・公正に選定するため行うものです。

なお、選定された指定候補事業者の中で、施設等整備費補助を希望する事業者に対して「千葉県介護施設等整備事業交付金」を活用した整備費補助の支援を予定しています。

## 2 公募する地域密着型サービス

### (1) 公募する事業

区 分	小規模多機能型居宅介護 (介護予防)	認知症対応型共同生活介護 (介護予防)
	登録定員29人以下	定員9人(1ユニット)
事業所数	1か所	
対象地域	銚子市内全域	

### (2) 開設時期

令和6年3月末までに介護保険法に基づく事業者指定を受け、事業所を開設すること。

## 3 応募資格

- (1) 本公募要領及び関係法令等を遵守できる法人で、今回募集する地域密着型サービス事業所を整備・運営するために必要となる十分な資力・能力・意欲等を有すること。
- (2) 施設の運営に際し、介護保険法に基づく小規模多機能型居宅介護(介護予防)、認知症対応型共同生活介護(介護予防)を提供するサービス事業者としての指定基準を満たし、銚子市から事業所指定を受けることが見込まれる者であること。
- (3) 介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号の規定に該当していないこと。
- (4) 法人の主たる事務所の所在する市町村において税等(該当する全ての税目)を滞納していないこと。
- (5) 運営事業者又は土地・建物所有者が次に掲げる個人又は団体ではないこと。
  - ア 暴力団員等(銚子市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。)
  - イ 暴力団(銚子市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。)

- ウ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
- (6) 各道府県又は市区町村が実施した事業者の既存施設に対する指導監査等において指摘事項がないか、または改善済みであること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない事業者であること。

#### 4 応募条件

- (1) 各施設の開設は令和6年3月とし、小規模多機能型居宅介護（介護予防）、認知症対応型共同生活介護（介護予防）については一体的に運営（併設）することを条件とする。また、地域とのつながりを保つことができるよう、住宅地からの距離、交通網等総合的に勘案して施設の立地条件が適切なものとなるように努めること。
- (2) 当該事業所の利用者を原則、銚子市民に限定すること。
- (3) 整備予定地及び建物について都市計画法及び建築基準法等の関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守すること。（許可等が必要な場合は、その許可等が受けられるものであること。）また、施設の設備等について老人福祉法及び介護保険法等の関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守すること。
- (4) 施設整備にあたっては、周辺地域と調和したものとなるよう配慮し、地域住民に対し十分な説明を行うとともに、誠実に対応すること。また、施設の運営に当たる際も、再度、地域住民に対し十分な説明を行い、日常的に地域住民との交流を図るなど、積極的に友好・協力関係を構築するとともに、地域福祉の拠点として地域福祉向上に貢献する運営を行うこと。
- (5) 当該公募に基づく施設整備及び開設事務に要する経費の一部は、原則として銚子市介護施設整備等補助金の対象とし、交付要綱に定める目的等に適合した施設整備とする。ただし、当該整備計画に係る国若しくは県の交付決定又は市の予算措置がなされない場合には、補助金は交付されない。（資金計画書等は、補助金を見込んで作成してかまわない。）

#### 5 公募スケジュール

- |              |  |
|--------------|--|
| 令和5年4月17日（月） | ホームページ掲載、質問・応募受付開始                           |
| 令和5年5月10日（水） | 応募受付締切                                       |
| 令和5年5月中旬～下旬  | 銚子市地域密着型サービス事業者選定委員会<br>（事業計画案の説明：プレゼンテーション） |
| 令和5年5月中旬～下旬  | 選定結果の通知                                      |

## 6 応募手続

### (1) 応募書類の提出

応募しようとする法人は、応募申請書及び付属書類を提出してください。

正本1部、副本7部の計8部を提出してください。

なお、下記書類のほか、市が必要と認めたときには、別途参考資料の提出を求める場合があります。また、提出された書類は、返却いたしませんので、予めご了承ください。

※提出書類の体裁

- ・提出書類は、フラットファイルを用いて、原則としてA4判（折込可）としてください。
- ・フラットファイルの表紙、背表紙に、次のことを記載してください。  
「地域密着型サービス事業者応募申請書」（法人名）
- ・全体の目次を付ける。
- ・書類には通番のページを付け、項目ごとの最初のページに文字表記のインデックスを付ける。
- ・表紙に法人名と地域密着型サービス名を記載する。

### (2) 提出日時及び提出場所

提出日時	令和5年4月17日（月）から令和5年5月10日（水）まで （土・日及び祝日は除きます。） 受付時間：午前9時から午後5時まで ※電話で予約の上ご来庁願います。
提出場所	千葉県銚子市若宮町1-1 銚子市 高齢者福祉課資格給付班 電話：0479-24-8755

### (3) 公募申請に関する提出書類一覧

項目	備考
① 応募申請書	所定の様式【様式1】
② 応募申請に係る提出書類一覧	所定の様式【様式1別紙】
③ 地域密着型サービス事業計画概要書	所定の様式【様式2】【様式2別紙】 【様式2別紙】を参考とし、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧（案）を添付してください。
④ 法人登記簿謄本（写）	応募申込日前3か月以内に発行されたもの
⑤ 法人の沿革	法人の沿革（経歴・実績）【様式3】
⑥ 宣誓書	所定の様式【様式4】
⑦ 事業計画提案書	所定の様式【様式5】 「3 利用者の保護等に関する提案」に関し、各マニュアル（案）がある場合は添付してください。
⑧ 代表者・管理者経歴書	所定の様式【様式6】【様式7】

⑨ 決算書・事業報告等	最近2年間の決算書類 法人全体の決算書のほか、公募予定事業をすでに他の地域において運営している場合は、当該事業に係る収支決算状況がわかるものを提出してください。
⑩ 市税等の滞納のないことの証明書	銚子市又は法人の主たる事務所の所在する市町村の滞納のない証明
⑪ 事業予定の土地、建物に関する権利関係が確認できる書類	1. おおむね3か月以内に発行された土地・建物登記簿謄本写し 2. 購入契約書若しくは借地・借家契約書の写し又は合意書（確約書）等の写し 3. 土地等の確保見込み（申立書）
⑫ 基本計画図等	整備予定地周辺図、配置図、平面図（室別面積が記入してあるもの）、立面図、見積書【任意様式】
⑬ 資金計画書	開設当初の運転資金を含む。【様式8】
⑭ 借入金償還計画表	元金、利率、期間、金融機関名等【様式9】 金融機関等発行の計算書写し添付でも可とします。ただし、概要書及び資金計画書との整合を図ってください。
⑮ 収支シミュレーション	【様式10】【様式10別紙】 備考欄や別紙を用い、積算根拠を記載してください。また、人件費内訳表を添付してください。
⑯ 給与規定	最新のもの
⑰ 就業規則	最新のもの
⑱ 地元説明会報告書等	【様式11】 説明会資料、質疑応答及び住民の意見等が記載された議事録等を添付してください。

#### (4) 応募手続きに係る留意事項

- ① 事業計画提案書への記載については、【別紙2】評価項目の主な視点に記載された内容に対し、どのように対応するのかを具体的な取り組み方法を記載し提案してください。
- ② 提出書類に不備・不足等がある場合は、受理しません。また、市が一旦受理した書類については、明らかな過誤や軽微な修正の場合を除き、内容の変更は認めません。
- ③ 応募（書類作成費等）に要する費用は、全て応募事業者の負担となります。
- ④ 応募後に応募を辞退する場合は、辞退届出書（任意様式）を提出してください。
- ⑤ 応募に際して不正行為を行った場合又は応募書類に虚偽の記載があった場合は、応募を無効（失格）とします。

#### (5) 質問方法

- ① 提案に関する質問は、全て高齢者福祉課へ電子メールで「質問書（別紙1）」を送付し

てください。なお、送信後に着信確認の電話をしてください。

送付先：銚子市役所 高齢者福祉課

メールアドレス：kourei@city.choshi.lg.jp

件名：地域密着型サービス事業者公募質問（法人名）

- ② 質問の受付は令和5年4月17日（月）～5月1日（月）午後5時までです。
- ③ 質問の回答は随時回答します。
- ④ 応募者間の公平を期すため、質問、回答内容の全て（ただし質問者を特定する部分を除く。）をホームページ上に公表します。

## 7 選定方法

### （1）事業候補者の選定方法

- ① 事業候補者の選定は、銚子市地域密着型サービス事業者選定委員会での審査に基づき決定します。
- ② 審査方法は、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングにより行います。
- ③ 必要に応じて、整備予定地（建物）や既存のサービス提供施設の視察等を行う場合があります。
- ④ 審査等の結果、選定事業者なしとすることがあります。

## 8 評価項目

評価項目は別紙2「評価項目」に基づき評価いたします。

## 9 選定後の手続

選定により整備事業候補者となった事業者については、改めて所定の時期に地域密着型サービス事業者の指定申請を行っていただきます。申請を受け、「指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準」等の基準を満たしていることを書類及び現地で確認し、銚子市介護保険事業等運営協議会からの答申の結果で指定を行います。

なお、指定基準を満たさない場合には、指定しないことがあります。